

酪農学園大学 環境システム学部 地域環境学科 同窓会会則

(名称および目的)

第1条

本会は酪農学園大学環境システム学部地域環境学科（以下「地域環境学科」と略す。）同窓会と称し、会員相互の親睦と連携を図り併せて地域環境学科の充実と発展に期する事を目的とする。

(組織および会員資格)

第2条

本会は、地域環境学科の卒業生をもって組織する。
各地区に支部を設けることができる。

(事務所)

第3条

本会の事務所は、会長と事務局長の合議により定めるところとする。

第4条

本会は、その目的を達成するための次の事業を行う。

- (1) 同窓会誌の発行
- (2) 卒業生名簿の作成
- (3) 各種会合等親睦及び連携のための行事
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(総会)

第5条

総会は全会員をもって構成し、事業計画、予算および決算ならびに会長が必要と認める事項の議決を行う。 第6条

総会は、定期総会および臨時総会とし、会長が招集する。

- (1) 定期総会は毎年1回
- (2) 臨時総会は会長が必要と認めるとき。

(役員)

第7条

本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	若干名
幹事長	1名
事務局長	1名
理事	各卒業年度より1名
幹事	若干名（うち1名会計幹事）
会計監査	1名

2. 会長、副会長および会計監査は総会において選出する。
3. 理事は各卒業年度の会員により1名互選される。理事は、他の役員との兼務ができる
4. その他の役員は会長が指定する。
5. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
6. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
7. その他役員は会長の命により会務を行う。
8. 会計監査は会務を監査する。

(顧問)

第8条

本会に本会運営の推進を図るため顧問をおくことができる。

(任期)

第9条

役員の任期は4年とする。

2. 補充役員および新規卒業年度理事の任期は前項の残任期間とする。
3. 役員は再任されることができる。

(会計)

第10条

本会の会計は、会費15,000円(終身会費)と寄付金等をもって本会の経費にあてる。

第11条

本会の会計年度は4月1日から3月31日とする。ただし、第1期会計年度は本会則施行日より

本会則施行年の3月31日までとする。

(雑則)

第12条

本会会則に必要な細則は、会長が役員に諮問し、これを定める。

附則

本会則は2002年3月15日より施行する。

設立費用の金額は本会の負担とする。